



長野県報

1月26日(月)
平成21年
(2009年)
第2035号

目 次

告 示

中小企業融資規程（昭和52年長野県告示第176号）の一部改正（経営支援課）	1
森林法に基づく保安林の指定（4件）（森林づくり推進課）	2

公 告

一般競争入札（2件）（消防課）	3
特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	4
建設業法に基づく建設業の許可の取消し（建設政策課）	5
一般競争入札（病院事業局）	10
一般競争入札（2件）（高校教育課）	11

告 示

長野県告示第37号

中小企業融資規程（昭和52年長野県告示第176号）の一部を次のように改正し、平成21年2月1日以降の貸付けに係る貸付金から適用します。

平成21年1月26日

長野県知事 村井 仁

別表の中小企業振興資金の項中

中小企業振興資金	経営の安定のために短期の運転資金を必要とする者	運転資金	—	2,000万円	年2.20%	—	—	1年内	—	金融機関の定めるところによる。	金融機関及び長野県信用保託協会の定めるところによる。	金融機関及び長野県信用保証協会の定めるところによる。	保証貸付け
----------	-------------------------	------	---	---------	--------	---	---	-----	---	-----------------	----------------------------	----------------------------	-------

を

中小企業振興資金	経営の安定のために短期の運転資金を必要とする者	運転資金	—	2,000万円	年2.20%	—	—	1年内	—	金融機関の定めるところによる。	金融機関及び長野県信用保証協会の定めるところによる。	金融機関及び長野県信用保証協会の定めるところによる。	保証貸付け
	経営の安定のために制度融資の借入金を借り換える者	運転資金	—	3,000万円 (ただし、制度融資の借入金の残高に限る。)	年2.50%	—	—	7年内	1年内	分割返済	必要に応じて徴する。	不要。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。	保証貸付け

に改める。

経営支援課

長野県告示第38号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成21年1月26日

長野県知事 村井 仁

1 保安林の所在場所

伊那市高遠町藤沢6942の5

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第39号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成21年1月26日

長野県知事 村井 仁

1 保安林の所在場所

長野市鬼無里日影字矢萩6634の1から6634の6まで、字枝沢6635、字板之峯7842

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第40号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成21年1月26日

長野県知事 村井 仁

1 保安林の所在場所

中野市大字新野字下東885

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第41号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成21年1月26日

長野県知事 村井 仁

1 保安林の所在場所

飯山市大字一山字川倉1158の1、1158のニ、1159の1、1159の3、1159の5、1160の1、1161の1、1163の2、1163の13、1165の1、字石橋1188のロ、1191のロ、1193の2

2 指定の目的

なだれの危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課